

特別養護老人ホームの居室の定員に係る基準について

特別養護老人ホームの居室の定員については、原則1人（個室）とし、令和2年度末までの経過措置として4人まで（多床室）認めてきた。

このたび、経過措置の期限を迎えるので報告する。

1 特別養護老人ホームの居室に係る現状

(1) 現状

・・・参考資料 1 - 2

条例等（※）において、特別養護老人ホームの居室は、原則個室とするが、入所者のプライバシーが配慮され、かつ、容易に個室に改修することができると認められる施設整備については、定員の半分以上を個室とする条件で多床室を認める経過措置を平成25年度に設け、これまで2回延長してきた。

（※） 「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」及び同条例施行規則並びに「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び同条例施行規則、高齢者福祉施設等施設整備に係る協議方針

- 平成 24 年 10 月 社会福祉審議会総会
(居室の定員に係る基準について審議)
- 平成 25 年 4 月 基準条例及び規則施行（平成 26 年度末まで経過措置設定）
- 平成 26 年 11 月 社会福祉審議会総会（基準の経過措置延長について審議）
- 平成 27 年 4 月 基準条例施行規則の附則の改正施行（経過措置延長）
- 平成 29 年 11 月 社会福祉審議会総会（基準の経過措置延長について審議）
- 平成 30 年 4 月 基準条例施行規則の附則の改正施行（経過措置延長）

(2) 平成 25 年度以降の施設類型別の整備状況（H25.4～R2.10）・・・参考資料 1 - 3

平成 25 年度から現在までに新規に整備した 31 施設のうち、27 施設は全てが個室のみの施設であり、4 施設は個室と多床室を合築している。

施設数	施設数	整備床数
整備施設合計	31 施設	2,617 床
個室のみ	27 施設	2,458 床
個室と多床室の合築	4 施設	159 床

2 今後の方針（案）

経過措置を設けた平成 25 年当時と比べ、個室の割合が増加する一方、入所待機者の数や定員 1 人当たりの待機者数が減少しており、待機者は多床室を含めて概ね 1 年未満で入所できる状況にある。

経過措置を延長しないこととしても、当面既存の多床室の数は維持されることから、多床室の入所ニーズも受け止めることが可能である。

従って特別養護老人ホームの整備にあたっては、入所者のプライバシーを守り、一人ひとりの個性や生活リズムを尊重するため、居室定員を 1 人（特別な事情が

ある場合は2人)とし、令和2年度末まで条件付きで認めてきた多床室(定員4人まで)の整備に係る経過措置は延長しないこととする。

【参考】特別養護老人ホームの定員と待機者の状況

時点	定員数			待機者数 (C)	定員1人当たりの 待機者数(C/A)
	総数(A)	うち個室人数(B)	割合(B/A)		
平成25年	8,551人	3,352人	41.5%	11,698人	1.4人
平成29年	10,594人	5,467人	51.5%	6,558人	0.6人
令和2年	11,352人	6,292人	55.4%	6,184人	0.5人

※ 政令市及び中核市を除く

※ 平成25年は待機者に要介護1、2を含む

居室定員に係る条例・規則について

○ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(設備の基準)

第 8 条

5 前項第 1 号から第 9 号まで及び第 11 号に掲げる設備は、次の基準を満たさなければならない。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1 人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2 人とすることができる。

附 則

6 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から老人福祉法（以下「法」という。）第 20 条の 9 第 1 項の規定による都道府県老人福祉計画を考慮して規則で定める日（以下「基準日」という。）までの間に着工された工事により新築された特別養護老人ホーム（附則第 3 項第 3 号に該当するものを除く。）及び特別養護老人ホームのうち施行日から基準日までの間に着工された工事により増築され、又は改築された部分（同号に該当するものを除く。）の居室についての第 8 条第 5 項第 1 号ア及び第 45 条第 5 項第 1 号アの規定の適用については、第 8 条第 5 項第 1 号ア及び第 45 条第 5 項第 1 号ア中「、2 人」とあるのは、「2 人、当該居室について入所者のプライバシーが配慮され、かつ、容易に個室に改修することができると認められる場合は 2 人以上 4 人以下」とする。

○ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

2 条例附則第 6 項に規定する規則で定める日は、平成 33 年 3 月 31 日とする。

特別養護老人ホーム多床室整備について

1 令和2年度高齢者福祉施設等施設整備に係る協議方針（抜粋）

2 介護保険関連施設の整備

(1) 特別養護老人ホーム（併設するショートステイ用居室を含む。）

ア 整備方針

かながわ高齢者保健福祉計画に基づき積極的に整備を促進する。

イ 留意事項

(イ) 創設については、原則としてユニット型とするが、多様なニーズに対応するため、ユニット型と多床室との合築とすることも認める。

(オ) 多床室を整備する場合は、個々の居室利用者の生活空間の三方が、カーテンでなく間仕切り、家具等で仕切られ、視線が遮られるなど多床室であってもプライバシーが配慮された個室的な空間が確保され、かつ、利用者のニーズの変化等に対応するため、将来的に個室への改修が可能な仕様であることとする。

2 平成25年度以降の施設類型別の整備状況（H25.4～R2.10）

施設数	施設数	整備数
H25～R2 整備施設合計	31 施設	2,617
ユニット型	27 施設	2,458
従来型	4 施設	159
うち個室	1 施設	1

3 特別養護老人ホーム従来型多床室の整備事例

【事例】 平成 28～29 年度整備

(平成 29 年 10 月 1 日開設、従来型 30 床ユニット型 70 床)

(特徴)

- ・ユニット型と同様に定員 10 名の設えとなっている。
- ・食堂兼機能訓練室は併設のユニット型特別養護老人ホームの共同生活室とほぼ同様の仕様であり、全ての居室が見渡せる構造である。便所も 10 人に対し、3つ設けられている。
- ・居室は4人居室×2、2人居室×1の構造、それぞれの居室には入居者のスペースごとに出入口を設置、各入居者の視線を仕切り壁で仕切るなどプライバシーに配慮した構想となっており、将来の個室化も可能である。
- ・洗面所が居室ごとに設けられている。

4 人部屋



食堂
(共有スペース)

